

消す場合がある。

- (2) 問い合わせ先
熊本県産業開発青年隊訓練所（電話 0964-28-6611）
熊本県土木部監理課（電話 096-383-1111 内線 6023）

公 告

熊本県公告第945号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
下益城郡小川町大字北新田字丸吉304番1、同字兎淵322番1及び町道、里道、水路の一部
4,806.01平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名
埼玉県さいたま市宮原町二丁目19番4号
株式会社しまむら

熊本県公告第946号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン はません店
熊本県熊本市田井島一丁目2-1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 クリスタルモールはません店
変更後 ゆめタウン はません店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
変更前 ㈱ニコニコ堂
代表取締役 川村 英夫
熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号
変更後 ㈱ゆめタウン熊本
代表取締役 真下 梅夫
熊本県熊本市田井島一丁目2番1号
- 3 変更の年月日
平成14年11月15日
- 4 変更する理由
店舗名称の変更および小売業者の入替のため
- 5 届出年月日
平成14年11月27日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成14年12月20日から平成15年3月19日まで

熊本県公告第947号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン サンピアン店
熊本県熊本市上南部二丁目2-2
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 サンピアンシティーモール
変更後 ゆめタウン サンピアン店